2025年7月7日

各　位

会社名　丸一鋼管株式会社
代表者名　代表取締役会長兼CEO　鈴木博之
（コード番号 5463 東証プライム市場）
問合せ先　常務執行役員 管理部門管掌
人事総務部長
石松　伸一
（TEL 06-6643-0101）

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、自己株式取得に係る事項の一部変更、配当予想の修正ならびに株主優待制度の変更等に関するお知らせ

当社は、2025年7月7日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更、自己株式取得に係る事項の一部変更、配当予想の修正ならびに株主優待制度の変更等について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1)株式分割の目的

当社は、中長期的な企業価値向上のため、株式分割による投資単位当たりの金額の引き下げにより、より幅広い層の投資家の皆さまにご支援いただくとともに、株式の市場流動性の向上を図ることを目的として実施いたします。

(2)株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年9月30日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	84,000,000株
今回の分割により増加する株式数	168,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	252,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	600,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年9月12日(金曜日)(予定)
基準日	2025年9月30日(火曜日)(予定)
効力発生日	2025年10月1日(水曜日)(予定)

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後定款
(株式の総数) 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 2億株とする	(株式の総数) 第6条　当会社の発行可能株式総数は、 6億株とする

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年7月7日(月曜日)
効力発生日	2025年10月1日(水曜日)

(4) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

3. 株式分割に伴う自己株式取得に係る事項の一部変更

変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年5月9日開示の「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の「取得し得る株式の総数」を変更いたします。

変更前	変更後
取得し得る株式の総数 3,000,000株（上限）	取得し得る株式の総数 9,000,000株（上限）

(ご参考)詳細は2025年5月9日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 配当予想の修正

今回の株式分割に伴い、2025年5月9日に公表いたしました2026年3月期の期末配当予想額を以下の通り修正いたします。なお、本修正は株式分割に伴う修正であるため、実質的な変更はございません。

	1株あたり配当金(円)		
基準日	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (2025年5月9日発表)	67円00銭	67円00銭	134円00銭
今回修正予想 (株式分割前換算)	67円00銭 (－)	22円50銭 (67円50銭)	(－) (134円50銭)
前期実績 (2025年3月期)	55円00銭	76円00銭	131円00銭

5. 新株予約権の目的たる株式の数の調整

今回の株式分割に伴い、丸一鋼管株式会社第2回新株予約権（2006年）から丸一鋼管株式会社第14回新株予約権（2018年）につき、行使価格の調整は行わず1株につき1円とし、調整後の付与株式数については調整前付与株式数に3を乗じた株数といたします。

6. 譲渡制限付株式の総数上限の調整

2019年6月25日開催の第85回定時株主総会で決議された当社取締役(社外取締役を除く。)(以下「対象取締役」といいます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度について、各事業年度において当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数上限を、2025年10月1日付で、以下の通り調整いたします。

調整前の総数の上限	調整後の総数の上限
20,000株	60,000株

（ご参考）詳細は 2019 年 5 月 13 日付「取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

7. 業績連動型株式（譲渡制限付）の総数上限の調整

2022 年 6 月 24 日開催の第 88 回定時株主総会で決議された当社取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度について、各事業年度において当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数上限を、2025 年 10 月 1 日付で、以下の通り調整いたします。

調整前の総数の上限	調整後の総数の上限
30，000 株	90，000 株

（ご参考）詳細は 2022 年 5 月 12 日付「取締役の報酬額改定及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

8. 株主優待制度の変更について

当社は、当社グループに対する理解を一層深めていただくよう、毎年 9 月 30 日、3 月 31 日の年 2 回を基準日として、その時点における株主名簿に記載または記録された株主に対し、株主優待を贈呈しております。今回の株式分割に伴い、分割後の100株ランクを新設するとともに、株主様に継続して保有していただきたいとの思いから継続保有期間を設定し次の通り株主優待制度を変更いたします。

（1）変更の内容

	現行制度		新制度
	株式分割前	株式分割後	
基準日	2025 年 9 月末	2026 年 3 月末	2026 年 9 月末以降
継続保有期間	設定なし		設定あり（1 年以上）
優待内容	保有株数 ①100 株～1000 株未満 おこめギフト券 3 枚 ②1000 株以上 おこめギフト券 6 枚	保有株数 ①300 株～3000 株未満 おこめギフト券 3 枚 ②3000 株以上 おこめギフト券 6 枚	保有株数及び継続保有期間 ①100 株以上を 1 年以上保有 おこめギフト券 1 枚 ②300 株以上を 1 年以上保有 おこめギフト券 3 枚 ③3000 株以上を 1 年以上保有 おこめギフト券 6 枚
	（注1）	（注2）	（注3）（注4）

注 1）2025 年 9 月末を基準日とする株主優待は、現行制度を適用いたします。

注 2）2026 年 3 月末を基準日とする株主優待は、現行制度を適用いたします。
但し、株式分割の効力発生日を 2025 年 10 月 1 日付で行うため、新制度適用までの経過措置として株主優待の対象となる保有株数は、300 株以上～3000 株未満、および、3000 株以上の株主といたします。100 株以上～300 株未満の新規株主においては、株主優待制度は適用外となります。

注 3）2026 年 9 月末以降を基準日とする株主優待から、新制度を適用いたします。
「継続保有期間1年以上」とは、2026 年 9 月末を基準日とした場合、2025 年 9 月末、2026 年 3 月末、2026 年 9 月末の各基準日のいずれにおいても、①の場合は 100 株以上、②の場合は 300 株以上、③の場合は 3000 株以上を、同一株主番号にて連続して保有している場合に、該当するおこめギフト券の所定枚数を贈呈いたします。2027 年 3 月末基準日以降についても、過去 1 年間の 3 月末、9 月末において3回以上の基準日で同様に連続して保有している場合に所定枚数を贈呈いたします。なお、2025 年 9 月末の株数は株式分割前のため、①100 株～

1000株未満の場合は、新制度の②300株以上、2025年9月末の株数が②1000株以上の場合は、新制度の③3000株以上と読み替えた上で、新制度を適用いたします。また、2025年9月末時点で単元株を保有していない場合は、2026年9月末の付与対象者にはなりません。

注4）貸株サービスをご利用、相続、贈与、証券会社変更の場合等
株主番号が変わり、株主番号の継続性が途切れることがございますのでご注意ください。

（ご参考）現行制度の詳細は2008年11月10日付「株主優待制度の一部変更についてのお知らせ」をご参照ください。

（1）変更時期
2026年9月30日を基準日とする株主優待より、変更後の制度にて実施いたします。

以上